

令和6年度

宮崎県中央福祉こどもセンター 一時保護所 第三者評価結果報告書

令和7年3月

特定非営利活動法人 あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	宮崎県中央福祉こどもセンター 一時保護所 (宮崎県宮崎市霧島1-1-2)
業務実施日	(1) 評価説明会 令和6年10月29日(火) (2) 訪問調査 令和7年 1月28日(火)・29日(水) (3) 結果報告会 令和7年 3月10日(月)

2 職員

[正規職員：5名]		[その他の職員：10名]	
・ 一時保護課長	1名	・ 学習生活指導員	1名
・ 一時保護担当リーダー	1名	・ 保育士	2名
・ 児童指導員	3名	・ 心理療法担当職員	1名
		・ 夜間指導員	6名

3 訪問調査：令和7年1月28日(火)・29日(水) 2日間

1日目：令和7年1月28日(火) 13:00～17:00	
13:00～13:30	当日の流れの確認、一時保護所の見学
13:30～16:30	評価項目の聴き取り
16:30～17:00	まとめ
17:00～17:30	引継ぎに参加
2日目：令和7年1月29日(水) 8:30～12:30	
8:30～9:00	引継ぎに参加
9:00～11:00	評価項目の聴き取り
11:00～11:30	職員からの聴き取り(経験の浅い職員・ベテラン職員 各15分)
11:30～12:00	まとめと今後の予定の確認
12:00～12:30	一時保護所の昼食

4 判断基準

- ・ 評価項目は、令和2年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」を基本としている。
- ・ 判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・ 各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価する。

評価ランク	評 価 基 準
S	・ 優れた取組みが実施されている ・ 他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	・ 適切に実施されている ・ よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・ やや適切さにかける ・ 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・ 適切ではない、または実施されていない ・ 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

<評価の高い点>

1 子どもの生活状況の共有

一時保護所における子どもの生活の様子は、毎朝、相談部門で報告され、夜間指導員が子ども一人ひとりの様子を伝えています。この報告には、児童相談所長をはじめ各相談課長、担当児童福祉司、児童心理司が参加し、オープンな形で行われています。子どもや家族の状況のほか、今後の見通しについても児童相談所全体で共有できる点は高く評価されます。

2 落ち着いた職場づくり

対人援助の直接支援を行う職場では、職場の雰囲気が対象者に影響を与えやすくなりますが、一時保護所の職場環境は、少人数の職場であることも相まって、職員間の関係も良好で、落ち着いた雰囲気となっています。このことは、一時保護された子どもにとって、混乱した家族環境から離れて安心して生活できる要因となっている点は評価できます。

<今後に期待する点>

1 子どもの身近で信頼できる大人の一人として

一時保護所では、子どもが家族のことや今後について質問した場合、担当児童福祉司が説明することになっています。子どもにとって一時保護所の職員は身近で信頼できる大人の一人です。子どもの心情や状況を配慮した支援を担う職員としての役割について検討に期待します。

2 支援体制の見直し

一時保護所における子どもの自由時間や希望する遊びの機会が、職員の人手不足により限られているようです。一時保護ガイドラインが示す「子どもの意見を踏まえた日課の構成」に沿う形で、より柔軟なスケジュールを検討することが求められます。

3 職員の専門性の向上

現在、援助方針会議等の検討資料となる行動診断については、担当児童福祉司が一時保護所から入手した行動観察記録をもとに作成しています。行動診断は、一時保護所における重要な役割の一つであり、また本来遂行すべき業務でもあります。今後、専門性の向上を図るための研修制度や支援体制が整備されることにより、より質の高い支援が提供されることを期待します。

評価結果 （評価コメントは別紙に記載）

I 子ども本位の養育・支援		評価
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	B
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No. 4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No. 5	保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No. 6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
No. 7	子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	B
No. 8	外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	A
No. 9	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.10	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	C
No.11	特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	B
No.13	子どものプライバシーへの配慮が行われているか	B
No.14	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.15	子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	B
II 一時保護の環境及び体制整備		評価
No.16	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	B
No.17	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.18	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.19	管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.20	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.21	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.22	情報管理が適切に行われているか	B
No.23	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか	C
No.24	職員間での情報共有・引継ぎ等が適切に行われているか	S
No.25	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.26	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.27	子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	B
No.28	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.29	警察や司法機関との連携が適切に行われているか	B
No.30	施設や里親等との連携が図られているか	B

Ⅲ 一時保護所の運営		評価
No.31	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.32	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	C
No.33	緊急保護は、適切に行われているか	B
No.34	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.35	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.36	食事が適切に提供されているか	B
No.37	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.38	子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	A
No.39	子どもの健康管理が適切に行われているか	B
No.40	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.41	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	評価外
No.42	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	B
No.43	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.44	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.45	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	C
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.49	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.50	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.51	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	B
No.52	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント		評価
No.53	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A
No.54	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	A
No.55	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.56	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	B
No.57	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.58	観察会議が適切に実施されているか	B

評価結果

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ①子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

評価

[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法について、子どもに対して適切に説明されているか。

1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	B
	☐ 子どもの権利擁護と施設内虐待防止に係る実用的な規程・マニュアル等が整備され、業務に反映している	△
	☐ 子どもの年齢や適性、能力に応じた権利を説明するツールを作成し活用している	△
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	B
	☐ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	△
	☐ 権利侵害を訴えた子ども（または通告した職員）が不利益を被ることはない体制がある	△
<コメント> 一時保護所の虐待防止マニュアルは整備されているが、子どもの権利擁護に関するマニュアルがない。今後、「子どもの権利ノート」（宮崎県福祉保健部）を参考にし、権利侵害を訴えた子どもが不利益を被らないことをマニュアルに明示するなど、子どもの権利養護の取組みを進めることが必要である。		

1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

評価

[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか（共通）

B

◆ねらい：一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する取組みが行われているかを評価します。

2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明できるような配慮を行っているか	B
	☐ 子どもが意見等を表明してよいことを年齢や能力、適性に応じて分かりやすく説明している	○
	☐ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組みができる仕組みがあり、実現できている	×
2-2	子どもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取組みが行われているか	B
	☐ 子どもの意見等を尊重する取組みがマニュアル等で明確になっている	△
	☐ 子どもの意見等と職員が対立した時に対話による解決がなされている	○
<コメント> 一時保護された子どもには、自分自身の意見など何でも話をしてもよいことを説明しているが、子どもが自主的・主体的に何かを提案したりする取組みまでには至っていない。また、子どもの意見を尊重する仕組みがマニュアルで明確になっていない。		

1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意

評価

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護の開始にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもが理解できるよう伝える工夫が行われているかを評価します。

3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもや保護者に分かりやすく説明し、理解を得ているか	B
☐ 保護開始にあたり、一時保護の理由と目的を子どもとその保護者に説明している	○
☐ 一時保護の期間等を含め子どもの不安を取り除く具体的な方法をとっている。	△
☐ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（私物の取り扱いや情報交換など）	○
☐ 子どもにも分かる表現でリーフレット等のツールを作成・活用している	×
3-2 不服申し立ての方法等について、保護者や子どもに示しているか	B
☐ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を保護者に説明している	○
☐ 不服申し立ての方法等について、子どもとその保護者に説明している	△
<コメント> 一時保護開始時の理由と目的等については、相談部門の担当児童福祉司が説明している。しかし、説明を行う具体的な手順等が記載されたマニュアルはない。また、不服申し立ての方法等について、子どもに対しては説明されていない。	

1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意

評価

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）

B

◆ねらい：保護期間中に、現状や見通しについて子どもに対する説明が行われているかを評価します。

4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	B
☐ 家族との調整状況等の現状を子どもに伝えている	○
☐ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	○
☐ 子どもの心情や意見等に配慮した対応がとられている	△
☐ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	○
<コメント> 相談部門の担当児童福祉司が子どもに家族との調整等や一時保護の継続などの見通しを伝え、児童心理司や一時保護所職員が子どもの意向を確認している。また、一時保護所の職員が子どもから聴かれたことについては、担当児童福祉司が回答するようにしている。今後、一時保護所の職員が、子どもから聴かれたことについてわかる範囲で答えるなど、子どもに寄り添い、心情に配慮した支援が必要である。	

1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意

評価

[No.5] 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護の解除にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもの気持ちに配慮した対応や支援が行われているかを評価します。

5-1	一時保護の解除にあたっては、子ども保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか	A
	☐ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○
	☐ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	○
	☐ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について見通しを伝えている	○
	☐ 一時保護解除の予定を職員が共有している	○
5-2	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	A
	☐ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-3	里親委託や施設入所等が必要な子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	A
	☐ 里親委託や施設入所等への必要性を説明している	○
	☐ 移動先となる施設や里親への見学、事前面接、パンフレット等により機会をつくっている	○
<コメント> 一時保護の解除にあたっては、担当児童福祉司が子どもの意向や思いを確認するとともに、保護者には今後の支援等の予定を説明している。特に、一時保護の解除についての説明は、子どもの状況を見ながら適切なタイミングで行うように努めている。また、里親委託や施設入所等が必要な子どもには、施設入所等の説明を行い、入所先の様子はパンフレット等を用いて説明している。		

1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意

評価

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護の解除にあたり、一時保護解除後の支援体制等について分かりやすく伝えているかを評価します。

6-1	子どもが年齢に応じて援助依頼やSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか	A
	☐ 子どもの年齢や状況に応じ援助依頼やSOSの出し方を伝え練習させている	○
6-2	一時保護解除後の児童相談所としての相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	B
	☐ 一時保護解除後の相談や支援について説明している	○
	☐ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	△
<コメント> 保護者には一時保護の解除後の面談等の予定を伝え、子どもにはSOSの出し方などを説明している。今後は、一時保護解除後の支援等の説明についてのマニュアルを作成し、子どもと保護者への統一した説明が望まれる。		

1 子どもの権利保障 (2) 子どもに対する説明・合意 ③保護開始・解除に関わる持ち物の説明・合意

評価

[No.7] 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護の開始・解除にあたり、子どもの所持物について適切に対応されているかを評価します。

7-1 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	B
☐ 子どもの所持する物について、一時保護開始時にルール等を含め分かりやすく説明している	○
☐ 子どもの所持物について点検リストを作成し収受には預かり証・受領証で確認をしている	○
☐ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	△
☐ 現金等の貴重品が適切に管理され、所有権不明の物品については適切に公示している	○
7-2 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	B
☐ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	△
☐ 保護期間中に破損または紛失した物品については、状況を説明し必要な弁償を行うことができる	○
<コメント> 子どもの所持物については、一時保護開始時にルール等を含めわかりやすく子どもに説明している。また、子どもと一緒に点検リストにより持ち物をチェックし、退所時にも確認している。子どもにとって心理的に大切な物については、できるだけ子どもが所持できるようにしている。	

1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価

[No.8] 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか（共通）

A

◆ねらい：外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを評価します。

8-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	A
☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由を子どもや保護者並びに関係機関等（学校等）に説明している	○
☐ 個別処遇を行う場合には、その対応や期間等について検討を行っている	○
☐ 子どもの身体を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	○
8-2 子どもの意に反した対応・援助を行う場合には、児童相談所でその対応や期間等について検討を行っている	A
☐ 制限を伴う個別の援助を行う場合には、適切な手続きが行われているか	○
☐ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	○
☐ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	○
<コメント> 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、その理由を子どもや保護者並びに関係機関等に説明している。制限等が不要な子どもについては、施設での委託一時保護を検討している。	

〔No.9〕 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか（共通）

B

◆ねらい：保護の職員等による子どもへの虐待防止の取組みがなされているか、また虐待事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

9-1 被措置児童等虐待の防止に努める取組み等を行っているか	A
☐ 被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応マニュアルが整備されている	○
☐ 継続的かつ計画的に職員研修等を実施している	○
9-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもと職員に説明しているか	B
☐ 被害を発見したときの通告・相談先が明確になっており、子どもと職員への周知がなされている	△
☐ 子どもの権利侵害が生じたときの対応は、マニュアル等に明記され適切に行われている	○
☐ 権利侵害の被害にあった子どもの心のケア等が行える体制が構築されている	○
☐ 通告した職員(子ども)が不利益を被らない規程やマニュアルが整備されている	△
<コメント> 被措置児童等の虐待を発見したときの通告・相談先については、職員に周知されている。しかし、子どもには被措置児童等の虐待による被害や権利侵害が生じたときの対応は周知されていない。今後、それらを含め通告した子どもが不利益を被らないことを記載した規程やマニュアルの整備が必要である。	

1 子どもの権利保障 （5）子ども同士の暴力等の防止

〔No.10〕 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

C

◆ねらい：子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

10-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	C
☐ しおり等に権利侵害となる行為等が明確に記載されている	×
☐ しおり等に、相談や通報先など、どう対応したらよいのか、通告が不利益にならないことが記載されている	×
10-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制が整備されているか	B
☐ 職員が権利侵害と認めた場合には、子どもから訴えがなくとも同様の対応がなされる	○
☐ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっており、再発防止の取組みが行われている	△
<コメント> 子ども同士の暴力行為や権利侵害等については、「一時保護所入所のしおり」等に明記がない。現在、「一時保護所入所のしおり」を更新し、権利侵害等に関する事項を盛り込む予定としている。	

1 子どもの権利保障 （6）子どもの権利等に関する特別な配慮 ①思想や信教の自由・性的なアイデンティティの保障

〔No.11〕 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか

B

◆ねらい：文化、慣習、宗教等による生活上の違いや性的指向、性自認など特別な配慮が必要な子どもに対して適切な対応が行われているか評価します。

11-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	B
	☐ 特別な配慮を必要とするか把握を行う仕組みがあり、どのような対応を行うかが検討され実施している	△
11-2	性的指向、性自認などに配慮した対応が行われているか	B
	☐ 性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもの受入について、子どもの意向に沿った対応がなされている。（居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性）	△
	☐ 性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもに関する他の子どもの疑問に適切に答えている	△
<コメント> 近年このような事例はなく、子どもの意向に沿った対応が難しい場合は、委託一時保護を検討することになると思われる。		

2 養育・支援の基本 （1）子どもとの関わり ①安全感・安心感を与えるケア

評価

〔No.12〕 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか（共通）

B

◆ねらい：子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるようにするために行っている取組みについて評価します。

12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	A
	☐ 一時保護所での保護が適切でない場合に、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている	○
	☐ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている	○
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか	B
	☐ すべての子どもに対して、公平さよりも個々の適性やニーズに応じて接している	△
	☐ 威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等で子どもを支配、制御しようとはしない。	○
	☐ 子どもには、敬称をつけている。または、子ども愛称で呼ぶときには子どもの同意を得ている。	○
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	B
	☐ 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（いつでも子どもが職員に話しかけられる状態や安心感につながるものを手元に置く等）	○
	☐ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している	△
<コメント> 一時保護所での保護が適切でない場合は施設に委託一時保護している。また、子どもの特性に応じた支援や家庭的な雰囲気大切に、話をよく聞くことを心がけているが、職員の体制から難しい現状がある。		

2 養育・支援の基本 （1）子どもとの関わり ①安全感・安心感を与えるケア

評価

〔No.13〕 子どものプライバシーへの配慮が行われているか（共通）

B

◆ねらい：子どものプライバシーの保護に配慮されているか確認します。

13-1	子どものプライバシーの保護に配慮しているか	B
	☐ プライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成し、職員に研修等で周知している	×
	☐ プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明している	△
13-2	居室のプライバシーの保護に配慮されているか	B
	☐ 子どものプライバシーは護られている	△
	☐ 居室には、同性職員が入る等の配慮をし、やむを得ず異性が入室するときには配慮をしている	○
	☐ 年齢や性別に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている	△
13-3	私物等の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか	B
	☐ 子どもが同席し、同性職員が行っている	△
<コメント> 子どもに対してプライベートゾーンや人との距離について説明しているが、子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引きなどが無い。現在、職員が、一時保護所入所時に子どもの立ち合いなしで私物を確認したり、安全確保のためとして本人不在時に居室内のチェックをしたりしている。 今後、職員に対して子どものプライバシーや人権についての研修を行うとともに、プライバシー保護に関するマニュアルを整備することが必要である。		

2 養育・支援の基本 （1）子どもとの関わり ②エンパワメントにつながるケア

評価

〔No.14〕 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護中の子どもとの関わりにおいて、個々の職員が子どものエンパワメントにつながる養育や支援を意識して行っているか、一時保護所全体としてそれを目的とした取組みがなされているかを評価します。

14-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか	A
	☐ 全体並びに個々に子どもに伝えている	○
	☐ 職員に「個々の子どもが大切な存在である」という風土がある	○
14-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	B
	☐ 子どもが主体的に活動・表現できる場面がある	△
	☐ 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	△
<コメント> 子どもには大切な存在であることを伝えている。一方、子どもが自ら意見や要望等を伝える機会を設けることについては、職員がその意見や要望に具体的に対応できないと考えていることもあって、できていない。		

2 養育・支援の基本 （2）子どもからの聴き取り等に関する配慮

評価

〔No.15〕 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか（共通）

B

◆ねらい：生育歴等について子どもから聞き取りを行う場合において、子どもの人権等に十分に配慮した説明や対応が行われているかを評価します。

15-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	B
	☐ 子どもからの生活歴の聞き取りは、複数職員で対応し慎重に行っている	×
	☐ 子どもからの聴取は、自発的な話の聞き取りによって進められている	○
	☐ 職員は、子どもを脅かさないための必要な技法を習得している	○
15-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	B
	☐ 子どもから聞いた話は、了解を得て、職員間及び担当児童福祉司と共有している	△
<コメント> 一時保護所で子どもが生活歴等について話をすることがあるが、現在、その対応は担当児童福祉司が行っており、一時保護所職員は、子どもに確認した上で担当児童福祉司に伝える役割にとどまっている。一時保護所は子どもがこれまでの生活を振り返り、これからを考える場でもある。一時保護所の職員は子どもにとって身近で信頼できる大人の一人である。また、子どもの代弁者としての役割も果たすための関わりも必要である。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 （１）設備運営基準の遵守

評価

〔No.16〕 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

B

◆ねらい：一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを評価します。

16-1	子どもの保護ができる場が用意できているか	A
	☐ 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
16-2	開放的環境における対応が可能となっているか	B
	☐ 一時保護所内での開放的環境が確保されている	△
16-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか	A
	☐ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている	○
	☐ 居室定員の上限を超えていない	○
<コメント> 一時保護所の定員は15名で定員上の男女の区分けはない。入所する子どもが多くなる場合は、施設に一時保護を委託している。また、幼児は受け入れていない。一時保護所では、集団で過ごすことができるデイルームが1か所のみで、主に学習場所として使用されているが、今後、子どもが日中に過ごす場所についての工夫に期待する。		

1 適切な施設・環境整備 （２）個別性の尊重

評価

〔No.17〕 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

B

◆ねらい：施設・設備や生活上のルールにおいて、子ども一人ひとりの個別性を尊重した生活を送ることができるよう配慮されているかを評価します。

17-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	B
☐ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	△
☐ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	△
☐ 頭髪の色、長さ、服装等にルールはなく、修正が必要な場合には、子どもの同意を得ている	△
17-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	A
☐ できるだけ個室で生活できるよう調整している。個室が利用できない場合には、子ども同士の年齢や適性に配慮し、説明と同意を得ている	○
<コメント> 保護所の生活は日課に基づいて定められているが、日課は固定しており、子どもが自由に過ごす時間を設けたり、子どもの意見に沿った遊びを取り入れることは、職員の人手不足により限られている。今後は、職員体制の見直しや子どもの意見を踏まえた柔軟な日課の工夫についての検討に期待する。	

1 適切な施設・環境整備 (3) 生活環境の整備

評価

〔No.18〕 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

B

◆ねらい：子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。

18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか	B
☐ 環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている	△
☐ 子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている	△
18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	A
☐ 状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている	○
18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか	B
☐ 心身をリラックスできる空間や設備がある	△
☐ 子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある	△
18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	A
☐ 子どもの成長や年齢に応じた設備や什器備品等が整備されている	○
18-5 必要な修繕等が行われているか	A
☐ 不適切な環境や破損があった時に早期に改善している	○
☐ 修繕されず放置されている箇所はない	○
<コメント>	

一時保護所のデイルームは使用方法が固定的で子どもは同じ活動、空間で過ごさざるを得ず子どもにとってもストレスとなっている。清掃は、子どもが当番で行うほか、共用部分は業者に委託しており、清潔な環境が保たれている。施設の破損箇所は職員が修繕したり、修繕依頼をしたりして早期に対応している。今後は、一時保護ガイドラインが求める家庭的な環境の確保について検討する必要がある。

2 管理者の責務

評価

〔No.19〕 管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

B

◆ねらい：管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを評価します。

19-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	A
	☐ 管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている	○
	☐ 職員との信頼関係ができている	○
19-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	A
	☐ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている	○
	☐ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	○
19-3	スーパーバイズができているか	B
	☐ 管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている	△
	☐ 管理者によるSVが行われている	△
<コメント> 一時保護所の課長は相談部門の課長が兼務しており、実務は一時保護担当リーダーが担っている。一時保護所の受入可否については受理会議で判断している。一時保護担当リーダーは、他部署から異動し一時保護業務は初めてである。今後、一時保護業務や子どもの支援についての理解を深めるための研修などを受講することが望ましい。		

3 適切な職員体制 （１）設備運営基準の遵守

評価

〔No.20〕 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

B

◆ねらい：一時保護所として必要な職員が配置されているかを評価します。

20-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	B
	☐ 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	○
	☐ 定員数等に応じた、職員数が確保されている	○
	☐ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている	△
	☐ 各時間帯に必要な職員が配置されている	△

<コメント>

職員体制は児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている。現在、学習支援員は一時的に不在となっている。また、対応困難な子どもが入所した場合には、相談部門からの支援体制もある。今後、一時保護所の職員体制については県下の児童相談所を含めた検討に期待する。

3 適切な職員体制 (2) 職員の適正配置

評価

[No.21] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか (共通)

B

◆ねらい：個々の職種の役割に応じた職員が配置されているかを評価します。

21-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	A
☐ 直接支援職員と間接支援職員（調理員など）の役割が明確されているか	○
☐ 保健師・看護師の役割が明確にされている	○
21-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	B
☐ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている	△
☐ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている	○
☐ SVが可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士等の有資格者）	△
21-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	A
☐ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある	○
☐ 適切にスーパービジョンがなされている	○
☐ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	○

<コメント>

一時保護所には専門職が配置されており、直接支援および間接支援職員の役割は明確化されている。担当児童福祉司や児童心理司も来所し、情報共有や支援を行っている。援助方針会議等には一時保護担当リーダーが出席し、情報共有が進められている。行動観察については、一時保護所の職員が子どもの情報を提供して、担当児童福祉司が作成しているが、一時保護所の本来業務として一時保護所職員が専門性を持って作成することが望ましい。

3 適切な職員体制 (3) 情報管理

評価

[No.22] 情報管理が適切に行われているか (共通)

B

◆ねらい：一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを評価します。

22-1 個人情報が適切に取り扱われているか	B
☐ 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある	△
☐ 個人情報について、職員研修等の取組みが実施されている	○
☐ 個人情報に関わる書類が放置されていない	△

☐	個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている	△
22-2 書類や記録等が適切に管理・更新されているか		A
☐	書類や記録等が適切に作成され管理されている	○
☐	書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	○
22-3 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		A
☐	子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	○
<コメント> 個人情報の取扱いは県の規定に基づき、研修も実施されている。個人情報は事務所で管理し、施錠を徹底している。しかし、事務所に旧年度の日誌類が並べられてあるなど、個人情報の適切な取扱いについて、今後の取組が必要である。		

3 適切な職員体制 （４）職員の専門性向上の取組み

評価

[No.23] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか

C

◆ねらい：職員の専門性向上や意識共有のための取組みが、目標に基づき計画的かつ体系的に実行されているかを確認します。

23-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みが行われているか		C
☐	児童福祉法の趣旨・目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている	×
23-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みが行われているか		C
☐	計画的で継続した研修が行われている	×
☐	研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている	×
☐	研修等で配置職員が減じても、通常の援助・支援が行える体制がとられている	△
23-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みが実施されているか		C
☐	職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている	△
☐	職員の習熟のレベルに応じた達成水準が定められている	×
☐	研修がデータベース化され、個人ごとの研修履歴がわかるようになっている	×
23-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		C
☐	OJTを意識的に行っている	△
☐	新任・転任者には、トレーナーを定めOJTを行っている	×
<コメント> 職員ごとの目標設定や育成計画は県全体のシステムがあるが、一時保護所職員としての子どもの権利条約やガイドラインに関する研修がない。また、一時保護所においては、養育・支援の質向上のための目標設定等も行われていない。今後、会計年度任用職員を含めた職員の専門性の向上を目指すための研修システムの構築が期待される。		

3 適切な職員体制 （４）職員の専門性の向上の取り組み

評価

[No.24] 職員間での情報共有・引継ぎ等が適切に行われているか

S

◆ねらい：日常的また定期的に職員間で情報の共有化を図るための仕組みについて評価します。

24-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがあるか	S
	☐ 引継ぎが適切に共有される仕組みがある	○
	☐ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある	○
	☐ 引継ぎや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている	○
<コメント> 朝の引継ぎは、相談部門の事務所で、児童相談所長、課長のほか、担当児童福祉司、児童心理司が集まり、オープンに行われている。一時保護所職員から子どもの生活の様子が報告され、担当児童福祉司が家族等に対する調整・援助等の現状や見通しを報告し、児童相談所全体で子どもと家族の状況等を把握している点は高く評価できる。		

3 適切な職員体制 （５）児童福祉司との連携

評価

[No.25] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか（共通）

A

◆ねらい：一時保護にあたり、必要な場面において児童相談所の児童福祉司との連携が十分に行われているかを評価します。

25-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	A
	☐ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	○
25-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	A
	☐ 入退所時や入所中の調査・診断・支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	○
	☐ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	○
<コメント> 一時保護所は、児童相談所と同じ庁舎にあり、担当児童福祉司、児童心理司と常時連携が行える環境となっている。また、毎日の相談部門の事務所で行われる朝会に参加し必要な情報を共有している。		

3 適切な職員体制 （６）職場環境

評価

[No.26] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

B

◆ねらい：職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

26-1	適正な就業状況が確保されているか	B
	☐ 労務管理体制が構築され、過度の時間外労働は生じていない	△
	☐ 時間外勤務手当や休暇取得などが適切に行われている	○

26-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか		A
☐	メンタルヘルスに関する取組みが行われている	○
☐	ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている	○
☐	希望があれば、職員が相談できる体制がある	○
<コメント> 子どもの対応状況により、時間外勤務が多くなる傾向がある。休暇は職員の希望を聞きながら対応している。また、ハラスメントなどは県の研修等に参加し防止に努めている。		

4 関係機関との連携 (1) 子どもの所属する機関との連携

評価

[No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか (共通)

B

◆ねらい：一時保護所において子どもの状況にあったよりよい養育・支援を行うこと。子どもが所属する関係機関と適切な連携が行われているかを評価します。

27-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		B
☐	子どもの所属する幼保、学校などと必要な関係機関と連携している	△
☐	関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	△
27-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		B
☐	関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	△
☐	情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	△
<コメント> 子どもが所属する学校や関係機関との連携は担当児童福祉司を通して行われており、一時保護所の職員が直接連携することはない。		

4 関係機関との連携 (2) 医療機関との連携

評価

[No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか (共通)

A

◆ねらい：必要な場面において医療機関のかかわりが適切に行われているかを評価します。

28-1 必要に応じて、医療機関との連携が適切に行われているか		A
☐	子どもの健康管理において、医療機関との連携が適切に行われている	○
☐	虐待等により医療・医学診断が必要な場合、適宜に協力を得られる医療機関がある	○
28-2 子どもの状況に応じ、保健師をはじめ児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか		A
☐	医学的な治療の必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケア体制が取れる	○
<コメント>		

子どもの健康管理は、相談部門の保健師が主体となって行っている。医療機関への通院が必要な子どもには、担当児童福祉司や保健師が対応している。また、嘱託医である児童精神科の医師が療育手帳の判定に来所する際に、診察等も行っている。必要に応じて、県立病院と連携し、医学的所見を得るなどのチーム体制を整えることができる。

4 関係機関との連携 (3) 警察や司法機関との連携

評価

[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか (共通)

B

◆ねらい：警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が行われているか評価します。

29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか	B
☐ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている	○
☐ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	○
☐ 家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている	×
29-2 警察や司法機関の面接等にあたっては、子供の成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう調整を図っているか	A
☐ 面接等の要請があった場合には、子供の状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	○
29-3 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	A
☐ 警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている	○
☐ 警察・司法機関と連携した司法面接を行っている	○
<コメント> 相談部門に警察官が配置され、警察との連携や個別事案の対応の強化が図られている。また、非行等の子どもの入所については、子どもに事前説明を行い納得したうえで連れて来てもらうようにしている。また、司法面接に関する研修等に参加している。	

4 関係機関との連携 (4) 施設・里親等との連携

評価

[No.30] 施設や里親等との連携が図られているか (共通)

B

◆ねらい：一時保護の解除に向け、施設や里親等との連携により、子どもが安心して新たな生活に移れるような取組みがなされているかを評価します。

30-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	B
☐ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている	○
☐ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている	○
☐ 子どもの意見や不安などが把握され共有されている	△
<コメント>	

一時保護の解除にあたっては、担当児童福祉司が子どもや保護者の意見について聞き取りを行っている。移行する施設や里親には、子どもの生活の様子等がわかる資料を提出するとともに、一時保護所の職員が子どもの不安や意見を聞いた場合には、担当児童福祉司に伝えている。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

評価

[No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護を行うにあたっての、理念ならびに基本方針が策定されているか、また職員への周知が図られているかを評価します。

31-1	理念・基本方針が策定され職員に周知されているか	B
	☐ 理念・基本方針が策定され、職員に周知が図られている	×
	☐ 理念・基本方針は一時保護の機能（緊急・観察・指導等）に即した理念・基本方針となっている	△
<コメント> 一時保護所の職員マニュアルの中に記載された「一時保護所職員の心得」を理念・基本方針としている。今後、今回の第三者評価の受審を機に、一時保護所の支援の拠り所となる理念と基本方針の策定に期待する。		

2 一時保護所の運営計画等の策定

評価

[No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

C

◆ねらい：単年度における事業内容が具体的に示されているか、またその計画に基づく取組みが実行されているかを評価します。

32-1	事業計画が策定されているか	C
	☐ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	×
	☐ 事業計画は単に行事計画ではなく、必要な事業内容が具体的に示されている	×
	☐ 事業計画は、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	×
32-2	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	C
	☐ 事業計画の評価、見直しなどの時期や手順が明確になっている	×
	☐ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	×
	☐ 評価を行いやすいよう、できる限り数値化を行うなどの工夫が行われている	×
<コメント> 事業計画はもとより年間の具体的な行事や活動計画は策定されていない。今後、一時保護所の理念を達成するため、人材育成を含めた事業計画の策定に期待する。		

3 一時保護所の在り方

評価

[No.33] 緊急保護は、適切に行われているか（共通）

B

◆ねらい：緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最低限とするための仕組みがあるかを評価します。

33-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	B
☐ 子どもの身体状況を把握するための健康診断や必要に応じて、専門医の診察を受診させている	○
☐ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	△
☐ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている	○
☐ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	○
33-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	B
☐ 子どもや保護者に対して必要な説明が行われている	○
☐ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	△
<コメント> 子どもの身体状況については、必要に応じて診察を受けている。しかし、緊急保護については必要な調査等が速やかに行われないこともある。閉鎖的環境での保護が必要な場合は、会議を開くなどの手続き等が明確になっている。緊急保護を行うにあたっては、子どもに対しての説明などは担当児童福祉司ができるだけ分かりやすく伝えるようにしている。	

4 一時保護所における保護の内容 （１）生活面のケア

評価

[No.34] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

B

◆ねらい：年齢など、個々の子どもの状態にあわせた適切な生活面のケアが行われているかについて評価します。

34-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか	B
☐ 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	○
☐ 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）	○
☐ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している	評価外
☐ 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	○
34-2 日課構成は適切か	B
☐ 子どもの状況に応じた、日課が構成されている	△
☐ 入浴の回数は適切である	○
☐ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	△
34-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	A
☐ 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	○

<コメント>

子どもの年齢や発達に応じて掃除当番を設けたり、洗濯物干しなどの自分でできることは自分でできるように支援し、基本的な生活習慣が身につくよう配慮している。しかし、子どもの状況に応じた日課の設定が行われていない、今後、日常の過ごし方や日中を中心とした活動内容の工夫が必要である。

4 一時保護所における保護の内容（２）レクリエーション

評価

[No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

B

◆ねらい：子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを評価します。

35-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか	B
	☐ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	△
35-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか	B
	☐ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	△
	☐ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	△
35-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか	A
	☐ 野外活動等が行われている	○
	☐ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取り組みや工夫が行われている	○
35-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか	A
	☐ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	○

<コメント>

余暇活動については、使用できる部屋が一つしかなく、静かに過ごしたい子どももＴＶ等を観たい子どもも同じ部屋で過ごさざるを得ない。また、この部屋は学習部屋を兼ねており、ソファに座ってリラックスするなどの場所が確保できない。野外活動は、近くの公園に行ったり、公用車で博物館等に出かけたりしている。遊具や備品の点検は定期的ではないが、各職員には気をつけるように伝え、破損などがあれば対応するようしている。

4 一時保護所における保護の内容（３）食事（間食を含む）

評価

[No.36] 食事が適切に提供されているか

B

◆ねらい：安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを評価します。

36-1	適切に食事が提供されているか	A
	☐ １日３食の食事が、適切な時間に提供されている	○
	☐ 一定期間の予定献立が作成され栄養バランスに配慮されている	○
36-2	食事の安全・衛生が確保されているか	A

☐	食材の検収・保管が適切に行われている	○
☐	大量調整の基準に従って衛生管理等を行っている。	○
36-3 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		A
☐	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	○
☐	宗教・文化・習慣等の理由で禁忌されている食品への配慮が行われている	○
☐	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	○
36-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか		B
☐	食事は、適時・適温で提供されている	○
☐	子どもの嗜好調査等が行われ、配慮した食事が提供されている	△
☐	テーブル・椅子の高さに配慮され、職員が常に援助できる体制で食事をする	○
36-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		B
☐	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	△
☐	ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	○
<コメント> 食事は適時・適温で提供され、アレルギー対応食等の特別食の誤配膳の予防策がとられている。食事の嗜好調査は行っていないが、給食会議を開催し子ども嗜好等を把握している。子どもの誕生日には担当児童福祉司や児童心理司も交えて誕生会が行われる。また、お菓子作りなどを行い、楽しみながら食に対する興味関心を高めるようしている。		

4 一時保護所における保護の内容 (4) 衣服

評価

[No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか

B

◆ねらい：子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であることを評価します。

37-1 衣服の清潔は保たれているか		A
☐	洗濯の回数・方法が適切である	○
37-2 衣習慣が身に付くように支援しているか		A
☐	気候にあわせた衣服を着用するよう指導している	○
☐	子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○
37-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		B
☐	私服を着用できるようにしている	△
☐	貸与・支給の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	○
37-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		A
☐	肌着を使い回していない（下着は新品を使用）	○

☐ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与・支給していない	○
<コメント> 洗濯は毎日行い、気候にあわせた衣服を貸与している。私服の着用は原則として認めていないが、個別の事情に応じて着用できる。貸与する衣服の必要な量は確保できている。	

4 一時保護所における保護の内容 (5) 睡眠・排泄

評価

[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか

A

◆ねらい：子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価します。

38-1 就寝・起床時刻は適切か	A
☐ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている	○
☐ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）	○
38-2 睡眠環境は適切か	A
☐ 就寝時の空調温度が適切に設定されている	○
☐ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている	○
☐ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている	○
38-3 排泄の指導は適切に行われているか	A
☐ 夜尿をする子どもに対して予防のために定期的に起こすなどしている	○
☐ 夜間トイレ等を怖がる子どもへ適切な対応が行われている	○
<コメント> 消灯時間は設定されているが、発達段階に応じた睡眠時間が確保されている。添い寝や夜尿の対応等の特別な配慮が必要な子どもについては、適切な支援を行っている。	

4 一時保護所における保護の内容 (6) 健康管理

評価

[No.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか

B

◆ねらい：日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します。

39-1 子どもの健康状態が把握されているか	A
☐ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している	○
☐ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	○
☐ 子どもの服薬は、職員が管理している。	○
39-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	B
☐ 定期的に健康診査を受けさせている	△

☐ 体調不良やケガ等の対応方法が明確になり、症状によっては医学診断と治療が可能となっている	○
☐ 保護以前の診療を含め、通院・受診に同伴する職員が確保できる体制になっている	○

<コメント>

定期的な健康診査は行われていないが、毎朝、保健師が来所し健康観察を行い、体調不良があるなどの気になる子どもについては、必要に応じて医療機関を受診している。子どもの服薬は、職員がチェック表を用いて管理している。精神面等で気になる子どもについては、嘱託の児童精神科医が療育手帳の判定で月2回来所する際に診察してもらっている。

4 一時保護所における保護の内容 (7) 教育・学習支援

評価

[No.40] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか (共通)

B

◆ねらい：子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを評価します。

40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	A
☐ 子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保している	○
☐ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応じた学習支援を行っている	○
☐ 子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている	○
40-2 在籍校との連携が図られているか	A
☐ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している	○
☐ 教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている	○
40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	B
☐ 一時保護委託等を含めて通学機会を確保している	△
☐ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学している	○

<コメント>

一時保護所入所中の通学は原則行わないが、学校行事、修学旅行、高等学校等の受験などはケースバイケースで対応している。学習支援については、学習支援員が対応している。所属する学校と連携して学習に関する情報等の提供を受けている。これまで、保護者が入院したケースについては、施設や里親に一時保護委託して登校したこともある。

4 一時保護所における保護の内容 (8) 保育

評価

[No.41] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

評価外

◆ねらい：未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを評価します。

41-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	
☐ 必要な保育などの支援体制が確保されている	
☐ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	

☐ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	
<コメント> これまで未就学児の受け入れがないため「評価外」とする。	

4 一時保護所における保護の内容（9）保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

評価

[No.42] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか（共通）

B

◆ねらい：子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説明等の対応について評価します。

42-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	A
☐ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	○
☐ 子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。	○
☐ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている	○
42-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	A
☐ 児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている	○
☐ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	○
42-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	B
☐ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	×
☐ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	○
<コメント> 保護者や子どもへの情報提供等は、主に担当児童福祉司が行っており、その内容は一時保護所職員と共有している。子どもへの情報提供のタイミングについては、内容や子どもの様子を見ながら行われている。しかし、子どもからの質問に対するフィードバックなどについては、一時保護所の職員が行わず担当児童福祉司に伝えたくて、担当児童福祉司が子どもへ説明している。	

5 特別なケアの実施（1）性的問題への対応

評価

[No.43] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか（共通）

B

◆ねらい：性的問題を抱えた子どもに対する検討や個別援助の状況及び性的問題を予防するために行っている取組みについて評価します。

43-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	A
☐ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	○
43-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	A
☐ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている	○
☐ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを指導している	○

43-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか	B
	☐ 他の子どもたちと分離できる設備と職員体制が確保されている	△
	☐ 教育・指導の後に他の子どもと合流する際には、子どもとの関係性を評価している	○
	☐ 必要に応じて、医療機関を受診させている	○
43-4	P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	A
	☐ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	○
<コメント> 性的課題のある子どもを受入するときには、受理会議で対応を検討している。被害を受けた子どもに対しては、同性支援を原則としている。また、他の子どもとの交流等についても注意しているが、設備や職員体制の面から十分な対応が難しい現状がある。		

5 特別なケアの実施（2）問題行動のある子どもへの対応

評価

[No.44] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか（共通）

B

◆ねらい：他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁寧なアセスメントに基づく対応が行われているかを評価します。

44-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	A
	☐ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている	○
	☐ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	○
	☐ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
44-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	A
	☐ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
	☐ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている	○
44-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	B
	☐ 緊急時に警察等を含め、必要な応援体制が確保されている	○
	☐ 自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	△
	☐ 暴言、暴力の原因や機序、子どもの気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	△
	☐ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	△
<コメント> 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについては、入所時にできるだけその状況を把握することとしている。これまで自傷行為を行う子どもが多く、嘱託の児童精神科医が療育手帳の判定で月2回来所する際に診察してもらうなど、自傷行為の防止についても対応をしている。暴力的な子どもへの対応としては、緊急連絡網や警察への緊急通報ボタンが設置されている。		

5 特別なケアの実施（3）無断外出を行う子どもへの対応

評価

[No.45] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか（共通）

B

- ◆ねらい：子どもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを評価します。

45-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	B
☐ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	△
☐ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	○
☐ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
45-2 無断外出があった場合に適切な対応を行っているか	A
☐ 無断外出の対応マニュアルが策定されている	○
☐ 無断外出があった場合には、保護者その他の関係機関に連絡している	○
45-3 無断外出が発生した場合に、その子どもや周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか	B
☐ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	○
☐ 無断外出した子どもに、ペナルティを与えることはない	△
☐ 無断外出が発生した場合に周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか	○
<コメント> 入所時に無断外出を行う可能性について把握をすることは難しい。無断外出や無断外出中を含め万引きなどの問題行動については、相談部門で対応している。無断外出を止める方法等については、児童福祉司や児童心理司とともに所内でアセスメントを行い、対応方針が検討される。	

5 特別なケアの実施（4）重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもへの対応係の対応

評価

[No.46] 重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている（共通）

C

- ◆ねらい：一定の重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して子どもに対する支援内容に応じた支援体制が確保されているかを評価します。

46-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	C
☐ 重大事件を想定したマニュアルが策定されている	×
☐ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	×
46-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	C
☐ 他児の生活スペースから分離され、他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	×
☐ 刺激を制限した生活・日課が用意されている	×
46-3 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	B
☐ 身近な親族等を失った子どもに対してマニュアルが策定されている	×

☐ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	△
☐ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	○
☐ 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	△
<コメント> 重大事件を想定したマニュアルは整備されておらず、重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されていない。身近な親族を亡くした子どもに対しては、親族等と相談のうえ所内協議を行い、葬儀への参列等を含め支援が行われる。いずれも稀な事例ではあるものの、状況を想定しながらマニュアルの整備を検討するなどの備えに期待する。	

5 特別なケアの実施（6）その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか（共通）

A

◆ねらい：被虐待児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。

47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	A
☐ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握し、職員間で共有している	○
☐ 子どもの心身の状況等の評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
☐ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある	○
47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	A
☐ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
☐ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスや治療的なケアを行っている	○
<コメント> 被虐待児を受け入れる場合は、子どもの心身の状況や家庭環境について職員で情報を共有し対応を検討している。児童心理司を中心に対応するが、必要に応じて関係者から助言を得るなどして個別対応を検討する。	

5 特別なケアの実施（6）その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価

[No.48] 健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか（共通）

B

◆ねらい：健康上配慮が必要な子どもや障害児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。

48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	B
☐ 子どもの健康配慮や障害の状況等に関する把握が行えている	○
☐ 受入を行うにあたり、介助を含んだバリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている	△
☐ 不必要な刺激を制御できる環境や体制があり、活用している	×
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	A

☐	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
☐	個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
48-3 受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		B
☐	障害への理解を深めるための取組みがなされている	△
☐	障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	○
<コメント> アレルギーをはじめ健康上の配慮が必要な子どもについては、事前に所属する学校等から情報提供を受け、必要な対応を行っている。障害児の受入れに際しては、施設のバリアフリー化等の環境面の整備が十分ではないのが現状である。また、障害児を受入れる際には、入所中の他の子どもに対して障害への理解を深める説明を行っている。		

6 安全対策（1）災害時対策

評価

[No.49] 災害発生時の対応は明確になっているか（共通 併設の場合）

B

◆ねらい：災害発生時に備え、避難計画等の作成や関係機関との連携体制が構築されているか、また計画に基づく訓練が定期的に行われているかを評価します。

49-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		B
☐	具体的で実用的な避難計画が策定され避難訓練が実施されている	○
☐	災害発生時や緊急事態発生時に必要な関係機関の連絡先が明示されている	△
☐	避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている	△
<コメント> 毎月、地震を中心とした避難訓練を実施している。災害や緊急事態発生時に備えた関係機関の連絡網はあるものの、現状ではリーダーへの連絡にとどまっている。今後は、消防署等の関係機関と連携した防災訓練を実施し、連絡網を活用した災害への対応体制の強化が必要である。		

6 安全対策（2）感染症対策

評価

[No.50] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか（共通）

A

◆ねらい：感染症の発生及び感染拡大を予防するための対策が講じられているかを評価します。

50-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		A
☐	感染症発生時の対応マニュアルが策定されている	○
☐	一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している	○
☐	感染を予防・防止するための取組みが行われている	○
<コメント> 感染症及び新型コロナウイルス発症時の対応マニュアルが策定され、保健師の指導により必要な対応が行われている。		

7 質の維持・向上

評価

[No.51] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

B

◆ねらい：一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されているかを評価します。

51-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	B
	☐ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある	△
	☐ リスク管理に関して定めたマニュアルがある（想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応）	△
51-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みが行われているか	B
	☐ マニュアルの内容に関する研修が実施されている	×
	☐ やむを得ずマニュアル以外の方法等がとられた時に報告と共有がなされている	△
51-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることや見直しが行われる仕組みがあるか	B
	☐ 定期的にマニュアルの見直しが行われている	○
	☐ マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）	△
	☐ マニュアル等の見直しにあたり、職員の意見が反映されている	○
<コメント> 一時保護所職員向けのマニュアルはあるものの、養育・支援全般を網羅した内容にはなっていない。また、マニュアルに関する研修も実施されていない。今後、職員が標準的かつ統一された支援を行えるよう、新たなマニュアルの作成とその周知と理解のための研修の実施が求められる。		

7 質の維持・向上

評価

[No.52] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

B

◆ねらい：総合的かつ継続的な質の向上のための組織的な仕組みがあるか、その仕組みによる取組みが実行されているかを評価します。

52-1	自己評価が定期的に行われているか	B
	☐ 自己評価を定期的実施している	△
52-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	C
	☐ 外部評価を定期的に受けている	×
52-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みが行われているか	C
	☐ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある	△
	☐ 職員間での共有や職員一体となった取組みが行われるようになっているか	△
	☐ P D C A サイクルまたは準ずる方法で組織的な取組みが行われている	×
<コメント>		

宮崎県中央福祉こどもセンター一時保護所では、昨年度、自己評価を実施し本年度は初めて第三者評価を受審した。今後は、毎年の自己評価と定期的な第三者評価を継続し、PDCAサイクルに基づく一時保護所の質の向上が期待される。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1) 保護開始時

評価

[No.53] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか (共通)

A

◆ねらい：一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要な情報が把握されているか、また集団生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。

53-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	A
	☐ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている	○
	☐ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている	○
	☐ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている	○
53-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	A
	☐ 感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている	○
	☐ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている	○
<コメント> 一時保護開始にあたり、担当児童福祉司が事前に情報を収集し、受理会議において児童相談所全体で情報を共有している。また、職員間でも必要な情報を共有し、対応を検討している。		

1 アセスメントの実施 (1) 保護開始時

評価

[No.54] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、一時保護中の支援計画を作成しているか (共通)

A

◆ねらい：一時保護中の個別支援計画を立てるにあたり、関係機関との調整等による総合的なアセスメントが行われているかを評価します。

54-1	総合的なアセスメントに基づく一時保護中の支援計画が策定されているか	A
	☐ チームで情報共有しながら関係機関との総合的なアセスメントが行われている	○
	☐ 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	○
	☐ 総合的なアセスメントに基づく支援計画が策定されている	○
	☐ 子どもの状況及び支援計画を各職員が把握できている	○
<コメント> 関係機関との調整は相談部門の児童福祉司が担当し、援助方針会議で援助方針を決定している。一時保護の期間を対象にした支援計画は作成してはいないが、子どもの支援方針については、一時保護所職員、担当児童福祉司、児童心理司が随時協議し対応している。		

2 一時保護中の個別支援計画の策定及び個別ケアの実施

評価

[No.55] 一時保護所の支援方針に沿った個別ケアを行っているか

B

◆ねらい：子ども一人ひとりについて、支援計画に沿ったケアが行われているかを評価します。

55-1 一時保護所の支援計画に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか		B
☐	子ども一人ひとりの支援計画に沿った個別ケアが行われている	△
☐	子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別支援計画に沿って行われている	△
☐	個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している	△
☐	集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	△
<コメント> 一時保護所には日課が定められており、子どもたちはその日課に沿って生活している。現在の限られた設備と人員体制のもとでは、子どもたちを集団として対応する一律のルール適用が優先される傾向にあり、個別ケアが十分に行き届いていない部分がある。		

2 個別支援計画の策定及び個別ケアの実施

評価

[No.56] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援計画の見直し等が行えているか（共通）

B

◆ねらい：一時保護中の子どもの状況変化等に応じ、支援計画の見直しや対応を行えているかを評価します。

56-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		A
☐	子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている	○
☐	一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	○
☐	子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	○
56-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		A
☐	子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている	○
☐	子どもの状況や変化により、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うための仕組みがある	△
56-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		B
☐	必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別支援計画の評価、見直しが行われている	△
☐	一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	△
<コメント> 子どもの日々の言動・特徴・過去の経験、家族関係を含めた背景を理解したうえで、子どもの養育・支援に努めている。また、子どもの状況は朝の引継ぎで報告され、必要に応じてアセスメントや援助指針の評価・見直しが行われている。しかし、長期間の保護となる場合でも一時保護中の支援計画の策定が行われないケースがある。		

3 子どもの観察 (1) 子どもの観察

評価

[No.57] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか（共通）

A

◆ねらい：一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が適切かについて評価します。

57-1 子どもの生活場面において行動観察を行っているか		A
☐	種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している	○
☐	子どもと定期的に面談等を行っている	○
☐	担当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている	○
57-2 子どもの行動観察が記録されているか		B
☐	子どもの日々の様子が適切に記録されている	△
☐	客観的事実と所見が区分して書かれている	△
<コメント> 子どもの行動観察は、担当児童福祉司や児童心理司が2日に1回程度一時保護所に来所し実施している。また、援助方針会議の資料の一つとなる行動診断については、一時保護所職員が一時保護所での生活全般についての行動観察記録を担当児童福祉司に提供しその記録も参考にして担当児童福祉司が作成している。		

3 子どもの観察（2）観察会議等の実施

評価

[No.58] 観察会議が適切に実施されているか（共通）

A

◆ねらい：一時保護所内全体で、子どもの状況について十分に把握し、個別援助指針（援助方針）を決めるための仕組みがあるかを評価します。

58-1 職員は、業務引継ぎを適切に行っているか		A
☐	子どもの状況について、職員が十分に把握できている	○
58-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討		B
☐	定期的に観察会議を実施し情報の共有と援助方針を定めている	△
☐	観察会議では、子どもの実際の行動と子どもの意見に基づいて行動診断を行っている	△
☐	観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている	△
☐	観察会議の結果は、資料としてまとめられ、判定会議にて職員が説明する	△
☐	担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているか	○
<コメント> 一時保護所の子どもの状況については、一時保護所の職員は日々の朝夕の引継ぎを通じて把握している。また、毎朝、相談部門で開催される引継ぎで児童相談所全体として子どもの状況や一時保護所の動静を把握している。現在、観察会議は行われていないが、今後は、定期的に一時保護所職員が集まり、観察会議や一時保護所の動静について確認する機会が必要である。		